

建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 129 条の 2 の 4 第二号の規定に基づき、建築設備の構造耐力上安全な構造方法を次のように定める。

平成 12 年 5 月 29 日 建設省告示第 1388 号

建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件(抜粋)

第 1～第 4 (略)

第 5 給湯設備は、第 1 の規定によるほか、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。この場合において、給湯設備の質量、支持構造部の質量及び給湯設備を満水した場合における水の質量の総和(以下単に「質量」という。)が 15 キログラムを超える給湯設備に係る地震に対して安全上支障のない構造は、給湯設備の周囲に当該給湯設備の転倒、移動等により想定される衝撃が作用した場合においても著しい破壊が生じない丈夫な壁又は囲いを設ける場合その他給湯設備の転倒、移動等により人が危害を受けるおそれのない場合を除き、次の各号のいずれかに定めるところによらなければならない。

一 次の表の給湯設備を設ける場所の欄、質量の欄及びアスペクト比(給湯設備の幅又は奥行き(支持構造部を設置する場合にあっては、支持構造部を含めた幅又は奥行き)の小さい方に対する給湯設備の高さ(支持構造部を設置する場合にあっては、支持構造部の高さを含めた高さ)の比をいう。以下同じ。)の欄の区分に応じ、給湯設備の底部又は支持構造部の底部を、同表のアンカーボルトの種類、及びアンカーボルトの本数の欄に掲げるアンカーボルトを釣合い良く配置して、当該給湯設備を十分に支持するに足る建築物又は敷地の部分等(以下単に「建築物の部分等」という。)に緊結すること。ただし、給湯設備の底部又は支持構造部の底部を緊結するアンカーボルトの一本当たりの引張耐力が、同表の給湯設備を設ける場所の欄、質量の欄、アスペクト比の欄及びアンカーボルトの本数の欄の区分に応じ、同表の引張耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、当該引張耐力を有するアンカーボルトとすることができる。

給湯設備を設ける場所	質量(単位キログラム)	アスペクト比	アンカーボルトの種類	アンカーボルトの本数	引張耐力(単位キロニュートン)
地階及び一階並びに敷地の部分	15 を超え 200 以下	4.5 以下	径が 8 ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが 35 ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー	3 本以上	2.8
		6 以下	径が 6 ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが 30 ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー	4 本以上	2.2
	200 を超え 350 以下	4 以下	径が 10 ミリメートル以上であり、埋込長さが 40 ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー	3 本以上	3.6
		5 以下	径が 6 ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが 30 ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー	4 本以上	2.2
350 を超え 600 以下	4 以下	径が 12 ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが 50 ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー	3 本以上	5.8	

		5 以下	径が 10 ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが 40 ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー	4 本以上	3.6
中間階	15 を超え 200 以下	4 以下	径が 10 ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが 40 ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー	3 本以上	3.6
		6 以下	径が 8 ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが 35 ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー	4 本以上	2.8
	200 を超え 350 以下	4 以下	径が 12 ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが 50 ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー	3 本以上	5.8
		5 以下	径が 10 ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが 40 ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー	4 本以上	3.6
	350 を超え 600 以下	3.5 以下	径が 16 ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが 60 ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー	3 本以上	8.0
		5 以下	径が 12 ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが 50 ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー	4 本以上	5.8
上層階及び屋上	15 を超え 200 以下	6 以下	径が 12 ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが 50 ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー	4 本以上	5.8
	200 を超え 350 以下	5 以下	径が 12 ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが 50 ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー	4 本以上	5.8
	350 を超え 600 以下	5 以下	径が 10 ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが 100 ミリメートル以上である J 形の埋込アンカー	4 本以上	9.0
この表において、上層階とは、地階を除く階数が 2 以上 6 以下の建築物にあっては最上階、地階を除く階数が 7 以上 9 以下の建築物にあっては最上階及びその直下階、地階を除く階数が 10 以上 12 以下の建築物にあっては最上階及び最上階から数えた階数が 3 以内の階、地階を除く階数が 13 以上の建築物にあっては最上階及び最上階から数えた階数が 4 以内の階をいい、中間階とは、地階、1 階及び上層階を除く階をいうものとする。次号から第四号までの表において同じ。					

二 次の表の給湯設備を設ける場所の欄及び質量の欄の区分に応じ、給湯設備の上部を、同表の上部の緊結方法の欄に掲げる方法により建築物の部分等に緊結し、かつ、質量が 15 キログラムを超え 60 キログラム以下である給湯設備にあっては、自立する構造とし、質量が 60 キログラムを超え 600 キログラム以下である給湯設備にあっては、その底部又は支持構造部の底部を、同表のアンカーボルト等（アンカーボルト、木ねじその他これらに類するものをいう。以下同じ。）の種類、質量及びアンカーボルト等の本数の欄に掲げるアンカーボルト等を釣合いいく配置して、建築物の部分等に緊結すること。ただし、質量が 60 キログラムを超え 600 キログラム以下である給湯設備にあっては、給湯設備の底部又は支持構造部の底部を緊結するアンカーボルト等の一本当たりのせ

せん断耐力が、同表の給湯設備を設ける場所の欄、質量の欄、上部の緊結方法の欄及びアンカーボルト等の本数の欄の区分に応じ、同表のせん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、当該せん断耐力を有するアンカーボルト等とすることができる。

給湯設備を設ける場所	質量(単位 キログラム)	上部の緊結方法	アンカーボルト等の種類	アンカーボルト等の本数	せん断耐力(単位 キロニュートン)
地階及び一階並びに敷地の部分	15を超え60以下	径が5ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが20ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー1本以上による緊結	—	—	—
		径が4.8ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さが15ミリメートル以上である木ねじ1本以上による緊結			
		引張耐力の合計が0.3キロニュートン以上のアンカーボルト等による緊結			
	60を超え350以下	径が5ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが20ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー1本以上による緊結	径が8ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが35ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー	3本以上	0.3
		径が4.8ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さが12ミリメートル以上である木ねじ4本以上による緊結			
		引張耐力の合計が0.8キロニュートン以上のアンカーボルト等による緊結			
	350を超え600以下	径が6ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが30ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー2本以上による緊結	径が10ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが40ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー	3本以上	0.5
		径が5.5ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さが15ミリメートル以上である木ねじ4本以上による緊結			
		引張耐力の合計が1.4キロニュートン以上のアンカーボルト等による緊結			
中間階、上層階及び屋上	15を超え60以下	径が5ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが20ミリメートル以上であるおねじ形のあと施工アンカー1本以上による緊結	—	—	—
		径が4.8ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さが15ミリメートル			

		ル以上である木ねじ 2 本以上による緊結			
		引張耐力の合計が 0.6 キロニュートン以上のアンカーボルト等による緊結			
60 を超え 350 以下		径が 6 ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが 30 ミリメートル以上であるおねじ形のと施工アンカー 1 本以上による緊結	径が 8 ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが 35 ミリメートル以上であるおねじ形のと施工アンカー	3 本以上	0.7
		径が 4.8 ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さが 25 ミリメートル以上である木ねじ 4 本以上による緊結			
		引張耐力の合計が 2.0 キロニュートン以上のアンカーボルト等による緊結			
350 を超え 600 以下		径が 8 ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが 35 ミリメートル以上であるおねじ形のと施工アンカー 2 本以上による緊結	径が 10 ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが 40 ミリメートル以上であるおねじ形のと施工アンカー	3 本以上	1.2
		径が 5.5 ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さが 25 ミリメートル以上である木ねじ 6 本以上による緊結			
		引張耐力の合計が 3.6 キロニュートン以上のアンカーボルト等による緊結			

この表において、木ねじとは、JIS B1112(十字穴付き木ねじ)－1995 又は JIS B1135(すりわり付き木ねじ)－1995 に適合する木ねじをいうものとする。次号の表において同じ。

三 次の表の給湯設備を設ける場所の欄及び質量の欄の区分に応じ、給湯設備の側部を同表のアンカーボルト等の種類の欄及びアンカーボルト等の本数の欄に掲げるアンカーボルト等を釣合い良く配置して、建築物の部分等に緊結すること。ただし、給湯設備の側部を緊結するアンカーボルト等の一本当たりの引張耐力が、給湯設備を設ける場所の欄、質量の欄及びアンカーボルト等の本数の欄の区分に応じ、同表の引張耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、当該引張耐力を有するアンカーボルト等とすることができる。

給湯設備を設ける場所	質量(単位キログラム)	アンカーボルト等の種類	アンカーボルト等の本数	引張耐力(単位キロニュートン)
地階及び 1 階並びに敷地の部分	15 を超え 60 以下	径が 6 ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが 30 ミリメートル以上であるあと施工アンカー	2 本以上	0.3
		径が 4.8 ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さが 12 ミリメートル以上である木ねじ	4 本以上	0.2
	60 を超え 100	径が 6 ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが	2 本以上	0.5

	以下	30ミリメートル以上であるあと施工アンカー		
		径が4.8ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さが15ミリメートル以上である木ねじ	4本以上	0.3
中間階、上層階及び屋上	15を超え60以下	径が6ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが30ミリメートル以上であるあと施工アンカー	2本以上	0.5
		径が4.8ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さが15ミリメートル以上である木ねじ	4本以上	0.3
	60を超え100以下	径が6ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが30ミリメートル以上であるあと施工アンカー	4本以上	0.5
		径が5.5ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さが15ミリメートル以上である木ねじ	8本以上	0.4

四 給湯設備又は支持構造部の建築物の部分等への取付け部分が荷重及び外力によって当該部分に生ずる力(次の表に掲げる力の組合せによる各力の合計をいう。)に対して安全上支障のないことを確認すること。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき地震に対して安全上支障のないことを確認することができる場合においては、この限りでない。

力の種類	力の組合せ
長年に生ずる力	G+P
短期に生ずる力	G+P+K
この表において、G、P及びKは、それぞれ次の力(軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。)を表すものとする。G 給湯設備及び支持構造部の固定荷重によって生ずる力 P 給湯設備の積載荷重によって生ずる力 K 地震力によって生ずる力 この場合において、地震力は、特別な調査又は研究の結果に基づき定める場合のほか、次の式によって計算した数値とするものとする。 $P = kw$ この式において、P、k及びwは、それぞれ次の数値を表すものとする。P 地震力(単位 ニュートン) k 水平震度(建築基準法施行令第八十八条第一項に規定するZの数値に次の表の給湯設備を設ける場所の欄の区分に応じ、同表の設計用標準震度の欄に掲げる数値以上の数値を乗じて得た数値とする。)	
給湯設備を設ける場所	設計用標準震度
地階及び一階並びに敷地の部分	0.4
中間階	0.6
上層階及び屋上	1.0
w 給湯設備及び支持構造部の固定荷重と給湯設備の積載荷重との和(単位 ニュートン)	

附 則(平成12年5月29日 建設省告示第1388号)

この告示は、平成12年6月1日から施行する。

附 則(平成24年12月12日 国土交通省告示第1447号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。